

はじめに

- 1 法人が支出する費用の会計処理と税務上の取扱い
- 2 交際費等の損金不算入制度の概要
(法人税・租税特別措置法 61 条の 4 関係)
- 3 寄附金の損金不算入制度
(法人税・法人税法 37 条関係)
- 4 給与に該当する費用 (所得税・源泉徴収義務関係)

第1章 販売のための支出

- 第1 販売**
- [1] リベート (売上割戻し)
 - [2] キックバック
 - [3] インセンティブ、成果報酬 (販売奨励金)
 - [4] クーポン、プロモーションコード
 - [5] ポイントの付与
 - [6] サプライヤー表彰、パートナー企業表彰
 - [7] 顧客紹介に伴う紹介手数料
 - [8] EC サイトの販売手数料 (Amazon、Shopify など)
- 第2 広告宣伝**
- [9] 新製品発表会
 - [10] 無料サンプル・試供品の提供
 - [11] 販売キャンペーンの景品費用
 - [12] インフルエンサーへのプロモーション依頼費用
 - [13] SEO 対策費用
 - [14] ウェブ広告費用

第2章 取引先・事業関係者のための支出

- 第1 会議・商談・接待**
- [15] ランチミーティング
 - [16] オンライン商談
 - [17] スポーツ観戦・観劇への招待
 - [18] 取引先等とのゴルフコンペ
 - [19] 一人飲み
 - [20] ウェビナー
 - [21] デジタルイベント
 - [22] 幹部と取引先との懇親会に同席した従業員分の費用
- 第2 取引先のための費用負担**
- [23] テナントへの賃料減額
 - [24] 取引先主催のイベントへの協賛金
 - [25] 特約店の店舗改装費用の負担
 - [26] クラウドファンディングへの資金提供
 - [27] 飲食費等を各社で割り勘にした場合の自社負担分
- 第3 事業関係者のための費用負担**
- [28] 同業者団体の研修費用
 - [29] 事業者団体の年会費
 - [30] 近隣住民に対する迷惑料
 - [31] 地域行事への協賛金
 - [32] 海外取引先への支払
 - [33] 海外得意先の日本招待費用

第3章 従業員等のための支出

- 第1 個人への支出**
- [34] インセンティブ (業務報奨金)
 - [35] 会社が負担する定期保険等の保険料
 - [36] 出向社員の給与負担
 - [37] 災害見舞金
 - [38] 慶弔費の負担
 - [39] テレワークに対する費用補助
 - [40] カフェテリアプランの社内ポイント制度
 - [41] 人間ドック受診料の会社負担
 - [42] ハラスメント被害者への和解金
 - [43] 役員懇親会・役員に支給した交際費
 - [44] 営業成績優秀者を招待した飲食会
 - [45] 個人所有の携帯電話を法人の業務に使用した場合の通信費の毎月定額の補助
 - [46] スtockオプション
 - [47] 海外出張費用の取扱い
- 第2 社内行事**
- [48] インターンシップ
 - [49] 業務研修
 - [50] 食事会・懇親会
 - [51] 社員旅行
 - [52] 社内サークルへの補助金
 - [53] 社内イベント
- 第3 就労環境の整備・改善**
- [54] オフィスクリーニング・内装工事
 - [55] 什器・備品の新調
 - [56] 勤怠管理システムのメンテナンス
 - [57] テレワークのための通信設備導入費用の負担
 - [58] 人事管理のためのクラウドサービス導入
 - [59] 社用車のサブスクリプション導入
 - [60] 奨学金返還支援 (代理返還) 制度

第4章 外部への業務委託のための支出

- [61] 下請企業への業務委託
- [62] グループ企業への業務委託
- [63] 海外グループ企業への業務委託
- [64] フリーランスへの業務委託
- [65] 専門士業者への業務委託

第5章 その他利害関係者への支出

- [66] 災害発生時の被災者への自社製品提供
- [67] フードバンク活動団体への食品提供
- [68] 株主優待
- [69] 企業版ふるさと納税
- [70] インボイス制度における 1 人当たり飲食費の判定

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

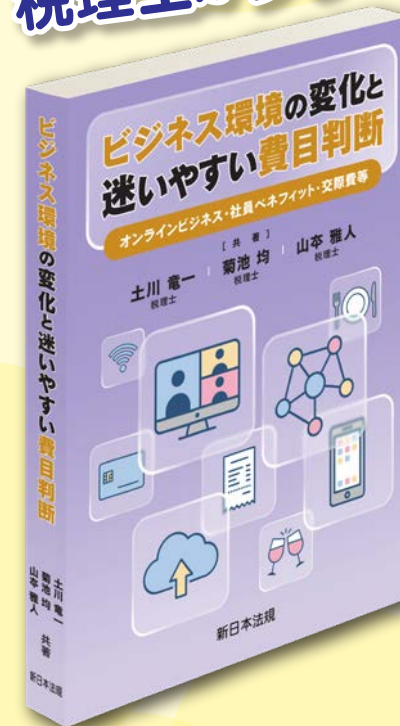
ビジネス環境の変化と迷いやすい費目判断

-オンラインビジネス・社員ベネフィット・交際費等-

税理士
公認会計士
税務署職員
企業経理担当者の方
必携

共著 土川 竜一 (税理士)
菊池 均 (税理士)
山本 雅人 (税理士)

国税局での職務経験豊富な
税理士がグレーゾーンを解説!



POINT 1

近年の事業活動で特徴的な費用を中心に、税務上の費目判断に迷いやすいケースを取り上げています。

POINT 2

各ケースごとに支出の目的・方法・状況等に応じた複数のパターンを設定し、費用区分の考え方と留意点を解説しています。



新日本法規 WEB サイトはこちらから

通常書籍

A5判・総頁234頁
定価3,960円(本体3,600円)送料410円
ISBN978-4-7882-9642-8

電子書籍

新日本法規 WEB サイトで発売!!
定価3,630円(本体3,300円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録は
お済みですか?

01- 会員限定の
法令情報が読める

02- 会員限定のサービスが
受けられる

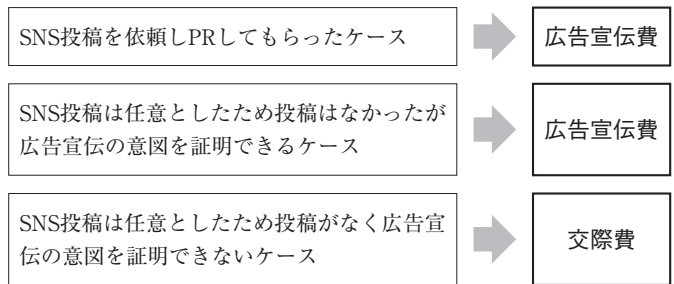
03- ポイント・クーポンが
利用できる

会員登録はこちら



〔12〕 インフルエンサーへのプロモーション依頼費用

人気インフルエンサーに対して、フォロワーへの紹介を期待して当社の人気商品を提供しました。



解説

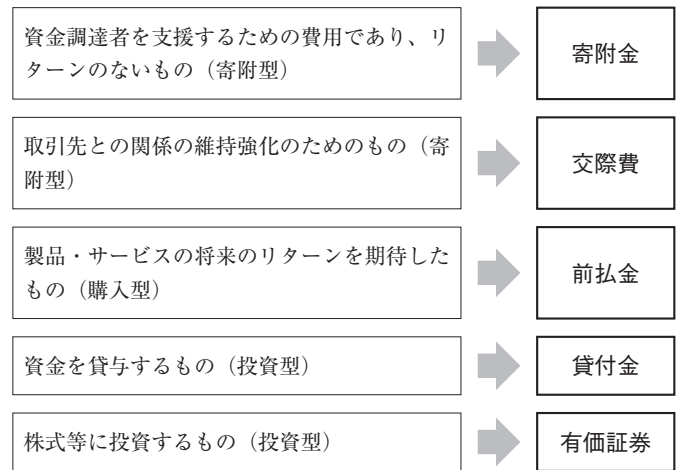
1 インフルエンサーへの依頼

インフルエンサーとは、主にSNS（ソーシャルネットワークサービス）で世間に影響力を持つ人のことで、SNSでの発信力を持っています。SNSプラットフォームは、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）、TikTokなどが代表的です。インフルエンサーのPR投稿は、特定の分野に関する詳しい情報や感想を発信することで、フォロワーの購買行動に影響力を持っているといわれています。そこで、ターゲットを絞った広告として効果的になります。



〔26〕 クラウドファンディングへの資金提供

当社では、インターネット上でクラウドファンディングを介した資金提供の募集に応じて、資金を提供することがあります。



解説

1 クラウドファンディングとは

クラウドファンディングという手法が注目を集めています。

クラウドファンディングを利用する目的としては、商品開発費等のビジネス上の目的、地方公共団体等による地域活性化や災害復興等の目的、NPO団体等による社会的な課題の解決等を図るもの等、様々なものがあります。

クラウドファンディングは「クラウド：Crowd（群衆）」と「ファンディング：Funding（資金調達）」の2つの言葉を組み合わせた造語です。

クラウドファンディングは、上記で挙げたような目的により、いくつかの種類に分けられますが、大別すると「寄附型」、「購入型」、「投資型」になります。

（1）寄附型クラウドファンディング

寄附型は社会貢献としての側面が強く、リターンは伴いませんが、出資者に対して出資を受けた資金による活動報告は行うというものです。

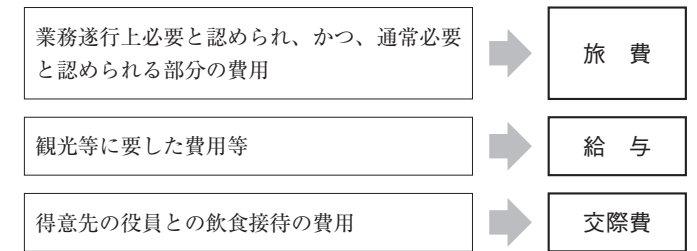
災害被災地や博物館等の公的な機関への慈善事業などが資金提供先となります。

（2）購入型クラウドファンディング

事業やプロジェクトを実施するための資金を集めるものです。資金提供者には資金を返済する代わりに、プロジェクト実施後に金銭以外の製品やサービスをリターンとして提供します。購入型クラウドファン

〔47〕 海外出張費用の取扱い

海外の得意先との商談のため、役員と営業担当の従業員が海外に出張します。訪問先では、得意先の役員との飲食を伴う接待を行うとともに、役員と従業員が訪問先の観光地の見学も行います。



解説

1 旅費として認められる海外渡航費

法人が、役員又は従業員の海外渡航に際して支給する旅費については、法人の業務の遂行上必要なもので、かつ、通常必要と認められる部分の金額が旅費として損金算入が認められることとされています。例えば、観光を目的とする部分の旅費等、法人の業務の遂行上必要と

無償依頼するケースでは、ギフトングという形で商品等を無償で提供するのみです。この際には、提供した商品の原価及びその商品を提供するために要した費用だけが経費となりますので、企業側のコストを抑えられます。

インフルエンサーにプロモーションを依頼する際、有償依頼のケースでは、契約書や請求書等の中で広告やPRなどの文言が明記されて広告宣伝目的が明確になるとともに、役務の提供に対する支払であることを証明しやすくなりますので、過大な支払や実態が形式的な投稿などとして、接待・贈答等に該当すると認められない限り広告宣伝費となります。

一方、無償ギフトングでは、商品を使ってみて良ければ紹介してもらうように依頼するなど、投稿の確約がなく、契約書や発注書を交わさないことも多いため、事業に関係する者への単なる贈答行為だと、交際費等と指摘されるリスクが高まります。

2 税務上の留意点

インフルエンサーを活用する目的、選定基準、選定方法などの企画書、稟議書などを保管することによって、広告宣伝を意図して行ったもので、交際費等には該当しないことを合理的に説明できます。

て、法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものと判定されます。ただし、前記①から③の旅行であっても、法人の業務に直接関連がある部分がある場合には、その直接関連がある部分の旅行に直接要した費用が旅費として損金算入されます（法基通9-7-7・9-7-10）。

2 業務上の旅行と観光目的等の旅行が混同している場合

法人の役員又は従業員が海外渡航した場合で、法人の業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行（観光目的等）が混同している場合には、それぞれの旅行期間の比等により旅費の金額と給与の金額に按分することとされています（法基通9-7-9）。

また、同業者団体等が行う視察等のための団体による海外渡航については、旅行日程の区分による業務従事割合を基礎として損金算入割合を算出して、損金算入割合により旅費の金額と給与の金額を区分し、次のとおり取り扱うこととされています（平12・10・11課法2-15ほか）。

- ① 損金算入割合が90%以上の場合：全額を旅費として損金算入
- ② 損金算入割合が10%以下の場合：全額を給与とする
- ③ 業務従事割合が50%以上の場合：往復の交通費の額+交通費以外